

プラスワン通信

争続。事前に行っておく解決策と想い。

「争続」問題にならないように遺言書を書いておいた方が良いパターンと注意すべき遺言書のルールをご紹介します。

特に遺言書を残しておいた方が良い場合。

- ◆自分もしくは相続人に認知症の兆候が出てきた場合。
- ◆残す財産に分割しにくい不動産が多くある場合。
- ◆相続人から外したい者がいる場合。
- ◆同居している相続人に特定の財産を譲りたい場合。
- ◆未入籍の配偶者に財産を残したい場合。
- ◆血縁者に財産を残したい場合（離婚し、後妻（配偶者）との間に子供がいない場合）
- ◆家族が知らない相続人（非嫡出子や行方不明者）がいる場合。
- ◆分割せず全財産を一人の人に残したい場合。
- ◆相続人以外に財産を残したい場合（遺贈）。

知ってますか？遺言書にはルールがあること。

- ◆自筆証書遺言はワープロや代筆では無効である。（公正証書遺言は公証人が筆記する。）
- ◆遺言者の意思で自由に取り消すことができる。（判読できない部分は無効になる。）
- ◆日付が一番新しいものが有効になる。（公正証書遺言・自筆証書遺言の優劣はない。）
- ◆遺言執行者は必ず必要ではない。（遺言に遺言執行者が指定されている場合は必要）
- ◆遺産分割協議後に遺言書が発見され遺言執行者が指定されていたことがわかった場合
→遺産分割協議の内容について遺言執行者による同意・追認がないと原則無効となる。
- ◆遺言書を誤って開けてしまっても法的要件を満たした遺言であれば無効にならない。

「子供たちを含めうちの家族はみんな仲が良いから。」「残す財産は家だけで、ほとんどないから。」「長男がしっかりしてるから。」「うちの家や土地などの財産に相続税は関係してこないはずだから」
だから・・・第三者が心配しなくてもうちの家族・親族は大丈夫です！

平成27年1月からの相続税の増税により、東京国税局発表（平成27年度東京エリアでは）課税割合は、15.7%（被相続人の約6.3人に1人）が課税対象になっています。争続は、信じていた親族や可愛かった子供たち、孫たちがお金の問題で争います。ひとつでも気になることはありませんか？あなたが苦勞して作った財産や先祖代々受け継ぎ「繋いできた縁」は、あなたが事前に「想い」を伝えたり残したりしないと、望んでいない崩壊が始まる危険性があります。

そして・・・事前準備は時間がかかるものです。**本当に大丈夫ですか？**（小泉）

株式会社プラスワン

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階

TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL:03-3255-2305

Mail:info@kkplus1.com